収支報告書

（その１）

受付 第　号 -3.3.1 石川県選挙管理委員会

令和　2　年分
（令和　年　月　日開催分）

（ふりがな）こんどうかずやをそだてるかい

1　政治団体の名称　近藤和也を育てる会

2　主たる事務所の所在地　石川県七尾市川原町60-2

3　代表者の氏名　近藤　和也

4　会計責任者の氏名　宮崎　直広

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	
□ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

（ふりがな）ねやたに　なおこ
事務担当者の氏名　閨谷　菜穂子
（電話）0767-57-5717
（電話）
（電話）

資金管理団体の指定の有無
☑ 有
□ 無
公職の種類
衆議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名
近藤　和也

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　近藤　和也
公職の種類　衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日から
平成　年　月　日まで

記入しない

様式番号	団体コード	異動	枝番	REC No.	修号	届出年月日	修号	年分
1 3	4 9	10	11 14	15 17	18	19 24	25	26 27
A 2 1	0 0	1	0 1 0 0	0 1 0				

11 14
0 2 0 0
(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

	15		17	90 十億			百万			千			99 円
収入総額	0	1	0			1	4	8	6	8	9	8	3
(前年からの繰越額)	0	2	0				1	9	6	2	2	0	6
(本年の収入額)	0	3	0			1	2	9	0	6	7	7	7
支出総額	0	4	0				4	6	6	6	1	1	0
翌年へ繰越額	0	5	0			1	0	2	0	2	8	7	3

2　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費													
				十億			百万			千			円
金額	0	6	0										0
													人
員数	0	7	0										0

(2) 寄附（寄附の区分で該当があるものについては(その７)、(その８)、(その９)の内訳を添付すること。）														
ア 寄附（イを除く。）の区分	REC NO.			金額 十億			百万			千			円	備考
(ア)個人からの寄附	0	8	0				1	2	8	6	7	7	4	
(うち特定寄附)	0	9	0										0	
(イ)法人その他の団体からの寄附	1	0	0										0	
(ウ)政治団体からの寄附	1	1	0			1	1	6	2	0	0	0	0	
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)	1	2	0			1	2	9	0	6	7	7	4	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0										0	
ウ 政党匿名寄附	1	4	0										0	
合計（ア＋イ）	1	5	0			1	2	9	0	6	7	7	4	

11 14

0	6	0	0

(その6)

(6)　その他の収入

15		17	摘　　要 28 87	金　　額 80 99 十億			百万			千			円	年月日	備　　考
8	0	0	この頁の小計										0		
8	1	0	1件10万円未満のもの										3		
9	0	0	合　　計										3		

記入しない

11 14
0 7 0 0

(その7)

※個人からの寄附の内訳専用です。

(7) 寄附の内訳

15	17	寄附者の氏名 28 87	金額 90 99 十億 百万 千 円	年月日	寄附者の区分 住所 ## ##	個人 職業	備考
		安用寺　伯文	1 0 0 0 0	2.1.10	珠洲市 飯田町15-61-1	自営	
		〃	1 0 0 0 0	2.2.10	〃 〃	〃	
		〃	1 0 0 0 0	2.3.10	〃 〃	〃	
		〃	1 0 0 0 0	2.4.10	〃 〃	〃	
		〃	1 0 0 0 0	2.5.11	〃 〃	〃	
		〃	1 0 0 0 0	2.6.10	〃 〃	〃	
		〃	1 0 0 0 0	2.7.10	〃 〃	〃	
		〃	1 0 0 0 0	2.8.11	〃 〃	〃	
		〃	1 0 0 0 0	2.9.10	〃 〃	〃	
		〃	1 0 0 0 0	2.10.12	〃 〃	〃	
		〃	1 0 0 0 0	2.11.10	〃 〃	〃	
		〃	1 0 0 0 0	2.12.10	〃 〃	〃	
		桐山　隆	5 0 0 0	2.1.30	金沢市 山の上町6番1号	会社員	
		坂本　武志	5 0 0 0	2.5.27	河北郡津幡町 太田ほ35-6	アルバイト	
		坂本　羊子	5 0 0 0	2.5.27	河北郡津幡町 太田ほ35-6	自営	
8	0	0 この頁の小計	1 3 5 0 0 0				
8	1	0 その他の寄附					
9	0	0 合計					

記入しない

※「住所」欄の記載については、石川県内の場合は市名又は郡町名を点線の左側に、それ以下を点線の右側に記載し、石川県外の場合は都道府県名から市区町村名までを点線の左側に、それ以下を点線の右側に記載して下さい。

(例) ○○市 | ○町○番○号 又は ○郡○町 | ○町○番○号

(注) 1　寄附の内訳は、同一の者からの寄附で、年間５万円を超えるものについて一件ごとに内訳を書くこと。それ以外は「その他の寄附」にまとめて書いてもよい。

2　寄附者ごとに名寄せして記載して下さい。

11 14
0 7 0 0

※個人からの寄附の内訳専用です。

（その7）

(7) 寄附の内訳														寄附者の区分		個人		
15		17	寄附者の氏名 28 87	金額 90 99 十億			百万			千			円	年月日	住所 ## ##		職業	備考
			近藤　和也					4	0	0	0	0	0	2.11.12	鹿島郡中能登町	井田む20	衆議院議員	
			〃					4	0	0	0	0	0	2.12.10	〃	〃	〃	
			〃					1	4	9	7	7	4	2.12.31	〃	〃	〃	
			幸正　敬一					1	0	0	0	0	0	2.12.4	羽咋市	千路町中区18	無職	
			田中　隆明						1	0	0	0	0	2.12.7	鹿島郡中能登町	井田4-141	会社員	
8	0	0	この頁の小計				1	0	5	9	7	7	4					
8	1	0	その他の寄附						9	2	0	0	0					
9	0	0	合計				1	2	8	6	7	7	4					

記入しない

※「住所」欄の記載については、石川県内の場合は市名又は郡町名を点線の左側に、それ以下を点線の右側に記載し、石川県外の場合は都道府県名から市区町村名までを点線の左側に、それ以下を点線の右側に記載して下さい。

（例）○○市 | ○町○番○号　又は　○郡○町 | ○町○番○号

（注）1　寄附の内訳は、同一の者からの寄附で、年間５万円を超えるものについて一件ごとに内訳を書くこと。それ以外は「その他の寄附」にまとめて書いてもよい。

2　寄附者ごとに名寄せして記載して下さい。

11 14
0	7	2	0

(その7)

※政治団体からの寄附の内訳専用です。

(7) 寄附の内訳														寄附者の区分		政治団体		
15		17	団体の名称 28 87	金額 90 99 十億			百万			千			円	年月日	主たる事務所の所在地 ## ##		代表者の氏名	備考
			国民民主党石川県第３区総支部						8	0	0	0	0	2.8.31	七尾市	川原町60-2	近藤　和也	事務所の無償提供
			国民民主党本部			1	0	0	0	0	0	0	0	2.9.4	東京都千代田区	永田町1-11-1	玉木　雄一郎	
			国民民主党石川県第３区総支部				1	5	0	0	0	0	0	2.9.10	七尾市	川原町60-2	近藤　和也	
			立憲民主党石川県第３区総支部						4	0	0	0	0	2.12.31	七尾市	川原町60-2	近藤　和也	事務所の無償提供
8	0	0	この頁の小計			1	1	6	2	0	0	0	0					
8	1	0	その他の寄附										0					
9	0	0	合計			1	1	6	2	0	0	0	0					

記入しない

※「主たる事務所の所在地」欄の記載については、石川県内の場合は市名又は郡町名を点線の左側に、それ以下を点線の右側に記載し、石川県外の場合は都道府県名から市区町村名までを点線の左側に、それ以下を点線の右側に記載して下さい。

(例) ○○市 | ○町○番○号 又は ○郡○町 | ○町○番○号

(注) 1　寄附の内訳は、同一の者からの寄附で、年間５万円を超えるものについて一件ごとに内訳を書くこと。それ以外は「その他の寄附」にまとめて書いてもよい。

2　寄附者ごとに名寄せして記載して下さい。

11 14
1300
(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	15		17	金額 80 十億			百万			千			99 円	備考
1 経常経費														
(1) 人件費	0	1	0				1	9	7	6	3	3	6	
(2) 光熱水費	0	2	0										0	
(3) 備品・消耗品費	0	3	0										0	
(4) 事務所費	0	4	0										0	
小計	8	0	0				1	9	7	6	3	3	6	
2 政治活動費														
(1) 組織活動費	0	5	0					1	2	0	0	0	0	
(2) 選挙関係費	0	6	0										0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア+イ+ウ+エ)	0	7	0										0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0										0	
イ 宣伝事業費	0	9	0										0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	9	5										0	
エ その他の事業費	1	0	0										0	
(4) 調査研究費	1	1	0										0	
(5) 寄附・交付金	1	2	0				2	4	4	9	7	7	4	
(6) その他の経費	1	3	0					1	2	0	0	0	0	
小計	8	0	1				2	6	8	9	7	7	4	
合計	9	0	0				4	6	6	6	1	1	0	

(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、各項目ごとにその額を備考欄に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分 組織活動費 (渉外費)			
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億			百万		千				円				
会費						2	0	0	0	0	2.7.27	石川県倫理法人会	金沢市古府3丁目127番地 アパホテル金沢西201	
〃						2	0	0	0	0	2.11.24	〃	〃	
この頁の小計						4	0	0	0	0				
その他の支出						8	0	0	0	0				
合計					1	2	0	0	0	0				

※政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)ーハを使用して報告して下さい。

(注) 国会議員関係政治団体にあっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件５万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件５万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳												項目別区分 寄附・交付金 (寄附)		
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億			百万			千			円				
寄附				1	5	0	0	0	0	0	2.10.1	立憲民主党石川県第３区総支部	七尾市川原町60-2	
〃					4	0	0	0	0	0	2.11.12	〃	〃	
〃					4	0	0	0	0	0	2.12.10	〃	〃	
〃					1	4	9	7	7	4	2.12.31	〃	〃	
この頁の小計				2	4	4	9	7	7	4				
その他の支出										0				
合計				2	4	4	9	7	7	4				

※政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)ーパを使用して報告して下さい。

(注) 国会議員関係政治団体にあっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件５万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件５万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳												項目別区分　その他の経費		
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億			百万		千				円				
金銭以外のものによる寄附相当分						8	0	0	0	0	2.8.31	国民民主党石川県第３区総支部	七尾市川原町60-2	
〃						4	0	0	0	0	2.12.31	立憲民主党石川県第３区総支部	〃	
この頁の小計					1	2	0	0	0	0				
その他の支出										0				
合計					1	2	0	0	0	0				

※政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)ーパを使用して報告して下さい。

(注)　国会議員関係政治団体にあっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件５万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件５万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

11			14
1	7	0	0

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（注）該当がない場合でもア～シの各区分の無の□の中に☑と記入すること。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　3　年　3　月　1　日

政治団体の名称　　近藤和也を育てる会

会計責任者の氏名　　宮崎　直広　　㊞

代表者の氏名　　㊞

※　会計責任者が記名押印又は署名すること。

※　解散の場合のみ代表者も記名押印又は署名すること。

政治資金監査報告書

令和３年２月25日

近藤和也を育てる会
代表　近藤　和也　殿

登録政治資金監査人　舟倉学
登　録　番　号　第　１４０７　号
研修修了年月日　平成２１年４月２３日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、近藤和也を育てる会の令和２年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、近藤和也を育てる会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3） 法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4） 法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

近藤和也を育てる会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上